

各障がい福祉事業者 代表者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室長

福岡県福祉・介護職員処遇改善支援事業補助金計画書の提出について

平素より、障がい福祉行政に御協力、御理解いただき、ありがとうございます。

さて、本県では、障がい福祉事業所で働く職員の処遇改善を支援するため、「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」を活用し、標記事業を実施いたします。

本事業に取り組む事業者におかれましては、下記のとおり補助金計画書を提出する必要がありますので、御対応いただくようお願いします。

記

1 提出期限

令和4年4月15日（金曜日）【消印有効】

2 提出様式

- (1) 福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金計画書【様式2-1】
- (2) 福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金計画書（施設・事業所別個表）【様式2-2】
- (3) 役員名簿【様式2-3】

3 提出方法

- (1) 封筒の表に朱書きで「福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金計画書在中」と記入してください。
- (2) 「簡易書留」又は「レターパック」で郵送してください。

※地域の事業者で、本通知の「福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金計画書」と「令和4年度福祉・介護職員処遇改善加算等届出書」を同封する場合は、2つの書類をクリアファイル等で分けていただき、封筒の表に封入する書類を併記いただくようお願いします。

4 提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県福祉労働部障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室指定係

※この補助金は、指定権者を問わず、福岡県内に所在する障がい福祉事業所は福岡県で行いますので、補助金計画書はすべて上記提出先に提出をお願いします。特に、北九州市、福岡市及び久留米市所在の事業所は御留意ください。

※福祉・介護職員処遇改善加算等の届出書については、従来どおり指定権者に提出してください。

5 様式等掲載場所

提出様式については、下記ホームページに掲載しています。

【検索方法】

○福岡県トップページ > 健康・福祉・子育て > 障がい福祉 > 障がい福祉サービス

> 福岡県福祉・介護職員処遇改善支援事業

○URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syougai-syogukaizen-tokureikoufu.html>

○「福岡県 障がい 処遇改善支援」で検索

6 事業実施に当たっての留意事項

- (1) この補助事業は、令和4年2月1日時点において、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定している事業所を運営する者が対象です。

※令和4年2月2日以後に新たに指定を受ける場合においては、指定当初から福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）、（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定する必要があります。

- (2) 事業の補助を受ける場合は、計画書の提出に先立って、「賃金改善開始の報告」を行っていることが必要となります。

- (3) 別紙様式2-2については、事業に取り組むサービスを全て記載する必要があります。記載のないサービスは補助金の交付ができませんので、多機能型事業所や障がい者支援施設は御注意ください。

- (4) 介護保険サービスにおいても同様の事業がありますが、届出様式及び届出先が異なりますので御注意ください。

7 その他

国からの通知やQ&A等については、随時県のホームページに掲載いたしますので、適宜御確認ください。

URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syougai-syogukaizen-tokureikoufu.html>

又は「福岡県 障がい 処遇改善支援」で検索

○問い合わせ先

(制度について)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部内

福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金コールセンター

電話番号：03-5253-1111（内線：3698・3699）

（受付時間：平日10:00～16:00）

※問合せ状況に応じて、体制を変更する場合があります。

(本通知について)

福岡県福祉労働部障がい福祉課

障がい福祉サービス指導室 指定係

電 話：092-643-3312